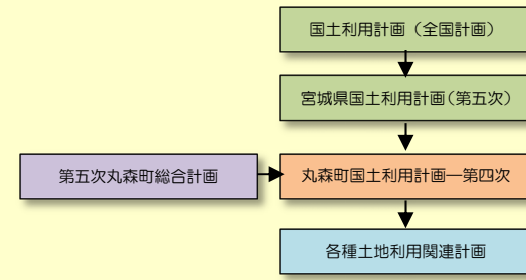


前文

- この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、本町の区域における国土(以下「町土」という)の利用に関して必要な事項を定め、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、町土の総合的・計画的な利用を図るための指針となるものです。
- 策定にあたっては、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、第五次丸森町総合計画に即して策定したものです。
- なお、本計画は社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。



1. 町土利用の基本理念

(1) 町の概要

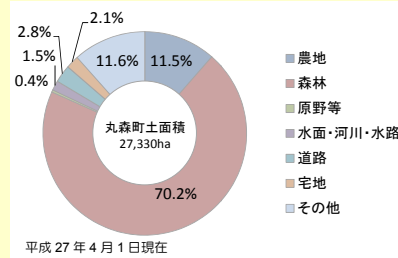
- 宮城県の最南端に位置し、河川流域に平坦地が開け、阿武隈高地に囲まれた盆地状の地域です。
- 貴重な植生群や奇岩等があり、歴史的にも由緒ある多くの文化遺産を有しています。
- 人口、世帯数ともに減少し、少子高齢化が進行しています。
- 農林業など、地域の特色を生かした産業が盛んです。産業別就業者数・事業所数は近年減少していますが、町内純生産や市町村民所得は維持・増加しています。
- 「第五次丸森町総合計画」では、「人と地域が輝き豊かで元気なまち・まるもり」を将来像に掲げ、各種施策を推進しています。

(2) 町土利用の基本理念

- 町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産をはじめとする諸活動の共通の基盤であることを考慮して、町民の健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします

2. 町土利用の現状と課題

(1) 町土利用の現状



- 農地と森林が町土の約8割を占めています。
- 平成17年（第三次計画基準年次）と比較し、構成比に大きな変化はありません。

(2) 町土利用の現状から見た課題

人口減少と少子高齢化の進行

- 農地や里山、集落の維持が困難になっており、人口減少・少子高齢化を踏まえた適正な土地利用を図ることが求められています。

自然との共生・循環を重視した町土利用への要請の高まり

- 遊休農地等の利活用やグリーン・ツーリズムの推進などを通して、今後も維持していくことが求められています。

豊かな自然や歴史・文化が育んできた地域資源の活用

- 今後も維持し、継承するよう努めるとともに、地域資源を生かした適切な土地利用を目指すことが求められています。

土地開発行為の増加による安全性の確保

- 関係法令を遵守した適正な土地利用が求められています。

3. 町土利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

人口減少対策としての地方創生の取組を進める中で、定住の促進等を図りながら、人口が減少していく中でも住み続けることにより町土を維持するという視点に立った土地利用に努めます。

将来的な自然環境の享受に向けて、自然の保全・再生等を行うことにより、自然の持つ物質循環機能等を維持するとともに、環境との共生に配慮した土地利用に努めます。

自然・歴史・文化などの風土を保存することにより、豊かな地域資源を町の資産として受け継ぐとともに、その特性を生かした適切な土地利用に努めます。

土地開発行為については、関係機関との連携により、関係法令に基づく調整・指導を行い、町民の安全・安心を確保した土地利用となるよう努めます。

(2) 利用区分別の町土利用の方向性

ア 農地

- 担い手の確保に努めるとともに、農村資源の保全と活用を推進し、良好な農村環境を未来に引き継ぐよう努めます。
- 農業生産基盤の整備や、保全・管理を図ります。

イ 森林

- 健全な森林の育成を図るとともに、その管理・整備を計画的に推進します。
- 総合的な森林資源の活用を推進します。

ウ 原野等

- 地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

- 町民の安全性の確保に努めるとともに、自然環境の保全に配慮した親水空間として活用します。

オ 道路

- 計画的な整備・維持管理に努めます。

カ 宅地

- 良好な居住環境の形成と必要な用地の確保を図り、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。
- 工業用地は周辺環境への影響に配慮しつつ、立地環境の整備を推進します。

キ その他

- 公用、公共用施設は、環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。

4. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

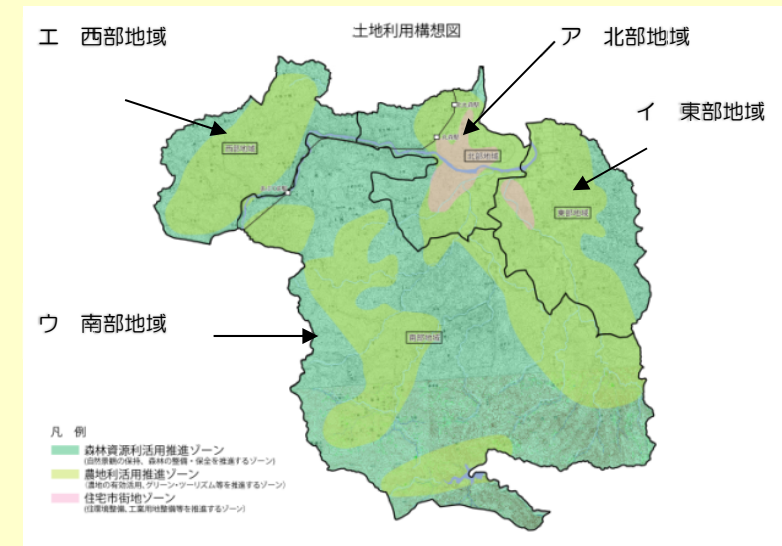
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

表-1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区分	平成27年 (基準) (ha)	平成37年 (目標) (ha)	構成比		増減 (ha) H27~H37	年率 (%) H27~H37	伸び率 (%) H37/H27	<参考>実績	
			H27 (%)	H37 (%)				増減 (ha) H17~H27	年率 (%) H17~H27
農地	3,130	2,956	11.5	10.8	△174	△0.6	△5.6	△230	△0.7
森林	19,191	19,156	70.2	70.1	△35	△0.0	△0.2	5	0.0
原野等	102	108	0.4	0.4	6	0.5	5.5	24	3.1
水面・河川・水路	415	410	1.5	1.5	△5	△0.1	△1.1	△8	△0.2
道路	762	798	2.8	2.9	36	0.5	4.7	11	0.1
宅地	566	578	2.1	2.1	12	0.2	2.1	15	0.3
その他	3,164	3,324	11.6	12.2	160	0.5	5.1	179	0.6
合計	27,330	27,330	100.0	100.0	0	0.0	0.0	△4	0.0

*1 平成37年の人口は、丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、13,026人としています。平成27年の人口は国勢調査より13,972人、世帯数は4,547世帯となっています。

(2) 地域別の概要



ア 北部地域

- 本町の商業、行政、生活等の中心地域としての都市的機能を充実させます。
- 丸森駅周辺の低・未利用地を活用し、地域の資源を生かした魅力的な住環境の整備と宅地造成事業による定住施策を推進します。

ウ 南部地域

- 地域の大部分を占める森林は、水資源の涵養など森林の持つ多面的機能を維持するため、管理・整備を計画的に進め、その保全に努めます。
- 農地は、その生産性を維持するとともに、地域の特性を生かした作物への転換や体験、観光的活用を図ることにより、農地の保全や遊休農地等の解消に努めます。

イ 東部地域

- 整備された農地の流動化を促進し、担い手への集積・集約化により効率的な農地利用と生産性向上を一層推進します。
- 工業用地や宅地の整備では、農林業的土地利用との調整を図りながら適地を確保し、そのうち住宅用地については良好な住環境形成に配慮します。

エ 西部地域

- 土地条件を生かした特産品生産などとの複合農業をさらに進めるとともに、体験、観光的活用への誘導などにより、農地の有効利用と遊休農地等の解消に努めます。
- 道路や地域の生活基盤の整備を推進し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。

5. 本計画に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 土地利用に関する法律等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 町土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と快適性の確保
- 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化
- 町土に関する調査の推進